

社会福祉法人奥入瀬会 役員報酬規程（新）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人奥入瀬会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等（週32時間以上勤務する者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に1回6,000円の費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途に支払うことができる。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定第18条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて別表4に定めるものとする。

- (1) 報酬については、支給しない。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づ

く役員報酬等の支給金額以内で業務分担等を考慮し、役員会で決定する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第5条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2箇月以内に支給する。

2 非常勤役員等には報酬は支給しない。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

改正 平成 21 年 3 月 24 日 第 1 条一部変更・細則へ 5 項追加。

改正 平成 29 年 4 月 1 日より現規程（新）へ変更する。

改正 平成 30 年 3 月 第 5 条一部改正。（当法人職員給与との併給）

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000 円以内
常務理事	月額 800,000 円以内

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数
*上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員・理事

	報酬の額
評議員会・理事会への出席	支給しない
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	支給しない
*上記の場合、1回6,000円の費用弁償を行う。	

(2) 監事

	報酬の額（日額）
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	支給しない
*報酬を支給しない場合は、1回6,000円の費用弁償を行う。ただし同日に2回以上の施設業務や監査会等がある場合は、内容にてらし、どちらかの支給を行う。	

(参考) 評議員選任・解任委員会委員

1 報酬は支給しない。委員会開催時は、1回6,000円の費用弁償を行う。委員に含まれる職員には、費用弁償を行わない。